

高山市伝統的大工技術等継承事業補助金

地域の伝統的な技法の活用を促進し、伝統的な技法の継承と地場産業の振興、美しい景観と潤いのあるまちづくりを推進するため、地域の伝統的な技法による建造物の修景等に助成します。

- 対象地域：市内全域
- 補助対象：補助対象物件の所有者又は管理等の権利を有する者

事業の主な要件

伝統的な技法を用い、周囲の景観と調和するように配慮して行う建造物等の整備

例：塗壁、板張り、木製建具、庭園 等

- (1) 建造物等の新築、増改築、修理、復原による外観工事費用
※道路等の公共空間から眺望できる部分に限る
- (2) 店舗等の不特定多数の利用に供する施設の内装工事費用
※不特定多数の者が施設内等から容易に視認できる内装部分に限る
- (3) 高山市景観計画に規定する良好な景観の形成に資するものであること。
- (4) 施工が、市内に主たる事務所を有する施工業者であること（市の要件を満たすもの）。

補助額 対象事業経費の 1/2（ただし、75万円を上限とし、令和7年4月1日以降に工事を着工するもの）

※他の補助制度と併用可（対象は伝統的な技法に係る分）

工事の例



◆申請書等は市ホームページへ ; 広報 ID1012507

<https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1006064/1006098/1012507.html>